

# いばらき労働基準

発行所 一般社団法人 茨城労働基準協会連合会  
 水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館内  
 ☎ 029-225-8881  
<http://www.roukiren-ibaraki.or.jp>  
 発行人 佐川正孝  
 制作 茨城弘報(株)  
 定価 一部 120円  
 (会員の購読料は会費の中に含む)

FEBRUARY 2023  
 VOL.655

# 2



厳冬(大子町 月待の滝)

写真提供者：水戸市 赤須 早苗氏

## ●2023 2月号 CONTENTS●

職場における新たな化学物質規制が導入されます …… 2	特別教育等開催のご案内 …… 14
北関東3労働局合同年末建設一斉監督実施結果 …… 4	廃棄物焼却施設業務特別教育 …… 14
令和4年における県内の死亡労働災害発生状況(速報) …… 6	酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育 …… 14
2023年4月から、従業員が1,000人を超える企業は 男性労働者の育児休業取得率等の公表が必要です …… 7	有機溶剤業務従事者に対する労働衛生教育 …… 14
業務改善助成金(通常コース)のご案内 …… 8	改善基準告示の改正に伴い 「荷主特別対策チーム」を編成しました …… 15
労働保険料の納付は口座振替が便利です …… 10	県内の労働災害発生状況速報 …… 15
茨城産業保健総合支援センターからのお知らせ …… 11	令和4年死亡災害発生状況 …… 15
安全衛生教育促進運動 …… 12	講習会のご案内 …… 16
マスクフィットテスト実施者養成研修のご案内 …… 13	

職場における

労働者が安全に働くために

# 新たな化学物質規制が導入されます

## 労働安全衛生法の関係政省令が改正されました

POINT

1

ラベル・SDSの伝達や、リスクアセスメントの実施義務対象物質が大幅に増加します※1

POINT

2

リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます※2

POINT

3

化学物質を製造・取り扱う労働者に、適切な保護具を使用させることが求められます※3

POINT

4

自律的な管理に向けた実施体制の確立が求められます（化学物質管理者の選任、リスクアセスメント結果等の記録作成・保存等）

※1……国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質が順次対象に追加  
※2……厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）が対象  
※3……皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれがないことが明らかでない物質以外の全ての物質が対象

これまで以上に事業者の主体的な取組が求められます  
ラベル・SDSの伝達やリスクアセスメントの実施がこれまで以上に重要になります



SDS及び作業現場の確認



リスクアセスメントの実施

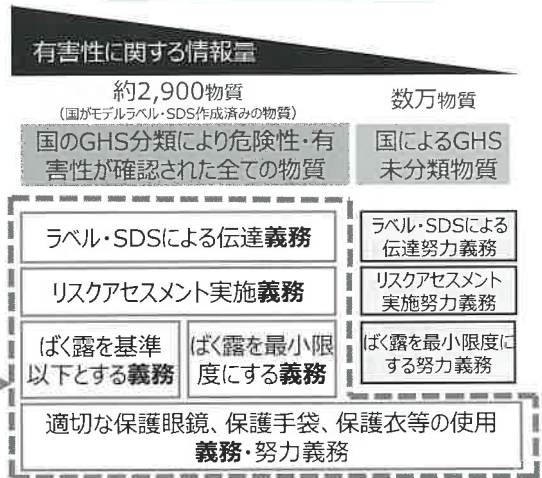
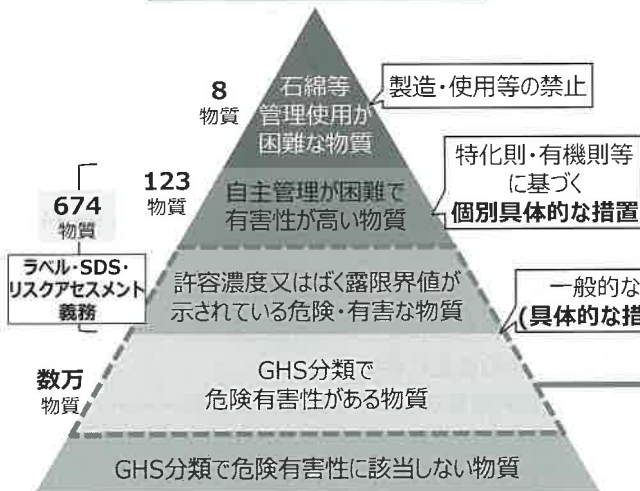


リスク低減措置の実施

## 自律的な管理が今後の規制の基軸になります！

これまでの化学物質規制

見直し後の化学物質規制



このリーフレットは、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第51号）」「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号）」等の主要な内容を分かりやすく解説することを目的としたものです。改正の詳細については、これらの政令、省令をご確認ください。



## 新たな化学物質規制に関するチェックリスト

新たな化学物質規制への移行に向け、チェックリストの各項目を参考に、施行期日までに対応できるよう、準備を進めましょう。

分野	関係条項	項目	質問	チェック	施行期日
化学物質管理体制の見直し	安衛令別表第9	ラベル表示・SDS等による通知の義務対象物質	ラベル表示や安全データシート(SDS)等による通知、リスクアセスメントの実施をしなければならない化学物質(リスクアセスメント対象物)が、「国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質」へと拡大することを知っていますか?		③ <small>※令和7年以降も順次追加</small>
	安衛則第577条の2 第577条の3	リスクアセスメント対象物に関する事業者の責務	リスクアセスメント対象物について、労働者がばく露が最低限となるように措置を講じていますか?		②
			濃度基準値設定物質について、労働者がばく露される程度を基準値以下としていますか?		③
			措置内容やばく露について、労働者の意見を聞いて記録を作成し、保存していますか? (保存期間はがん原性物質が30年、その他は3年)		②、③
	安衛則第594条の2 第594条の3	皮膚等障害化学物質等への直接接触の防止	リスクアセスメント対象物以外の物質もばく露を最小限に抑える努力をしていますか?		②
			皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれのあることが明らかな物質の製造・取り扱いに際して、労働者に保護具を着用させていますか?		③
	安衛則第22条	衛生委員会の付議事項	衛生委員会で、自律的な管理の実施状況の調査審議を行っていますか?		②、③
	安衛則第97条の2	がん等の把握強化	化学物質を扱う事業場で、1年以内に2人以上の労働者が同種のがんに罹患したことを把握したときは、業務起因性について、医師の意見を聞いていますか? 医師に意見を聞いて業務起因性が疑われた場合は、労働局長に報告していますか?		②
	安衛則第34条の2の8	リスクアセスメント結果等の記録	リスクアセスメントの結果及びリスク低減措置の内容等について記録を作成し、保存していますか? (最低3年、もしくは次のリスクアセスメントが3年以降であれば次のリスクアセスメント実施まで)		②
	安衛則第34条の2の10	労働災害発生事業場等への指示	労災を発生させた事業場等で労働基準監督署長が必要と認めた場合に、改善措置計画を労基署長に提出、実施する必要があることを知っていますか?		③
安衛則第577条の2 第3項から第5項、 第8項、第9項	健康診断等	リスクアセスメントの結果に基づき、必要があると認める場合は、リスクアセスメント対象物に係る医師又は歯科医師による健康診断を実施し、その記録を保存していますか? (保存期間はがん原性物質が30年、その他は5年) 濃度基準値を超えてばく露したおそれがある場合は、速やかに医師又は歯科医師による健康診断を実施し、その記録を保存していますか? (保存期間はがん原性物質が30年、その他は5年)		③	
実施体制の確立	安衛則第12条の5	化学物質管理者	化学物質管理者を選任していますか?		③
	安衛則第12条の6	保護具着用管理責任者	(労働者に保護具を使用させる場合)保護具着用管理責任者を選任していますか?		③
	安衛則第35条	雇入れ時教育	雇入れ時等の教育で、取り扱う化学物質に関する危険有害性の教育を実施していますか?		③
情報伝達の強化	安衛則第24条の15 第1項・第3項、 第34条の2の3	SDS通知方法の柔軟化	SDS情報の通知手段として、ホームページのアドレスや二次元コード等が認められるようになったことを知っていますか?		①
	安衛則第24条の15 第2項・第3項、 第34条の2の5 第2項・第3項	「人体に及ぼす作用」の確認・更新	5年以内ごとに1回、SDSの変更が必要かを確認し、変更が必要な場合には、1年以内に更新して顧客などに通知していますか?		②
	安衛則第24条の15 第1項、 第34条の2の4、 第34条の2の6	SDS通知事項の追加等	SDS記載事項に、「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を記載していますか? SDS記載の成分の含有量を10%刻みではなく、重量%で記載していますか? ※含有量が幅があるものは、濃度範囲による表記も可。		③
	安衛則第33条の2	別容器等での保管	リスクアセスメント対象物を他の容器に移し替えて保管する際に、ラベル表示や文書の交付等により、内容物の名称や危険性・有害性情報を伝達していますか?		②
その他	特化則、有機則、鉛則、粉じん則	個別規則の適用除外	労働局長から管理が良好と認められた事業場は、特別規則の適用物質の管理を自律的な管理とすることができることを知っていますか?		②
	特化則、有機則、鉛則、粉じん則	作業環境測定結果が第3管理区分の事業場	左記の区分に該当した場合に、外部の専門家に改善方策の意見を聞き、必要な改善措置を講じていますか? 措置を実施しても区分が変わらない場合や、個人サンプリング測定やその結果に応じた保護具の使用等を行ったうえで、労働基準監督署に届け出ていますか?		③
	特化則、有機則、鉛則、四アルキル則	特殊健康診断	作業環境測定等の結果に基づいて、特殊健康診断の頻度が緩和されることを知っていますか?		②

(注) 施行期日の①～③は以下に対応。

規制の変更が2段階に分けて実施される項目もある。

①2022年(令和4年)5月31日(施行済)

②2023年(令和5年)4月1日

③2024年(令和6年)4月1日

詳細はこちら



お問合せ先 茨城労働局労働基準部健康安全課(電話029-224-6215)

# 北関東3労働局合同年末建設一斉監督実施結果

茨城労働局監督課

建設業においては、年末・年始は繁忙期となり、現場内での作業が輻輳すること等から、労働災害が特に発生しやすい時期となります。このため、北関東の3労働局(茨城労働局・栃木労働局・群馬労働局)では、建設業における重篤な労働災害の防止のため、令和4年12月1日(木)から12月14日(水)までの間、建設工事現場に対して、各労働基準監督署による一斉監督を実施しました。

期間中、3労働局合計で394現場に対して監督を実施し、このうち181現場(45.9%)で労働安全衛生関係法令違反が認められました。また、特に危険な作業が行われていた22現場(5.6%)において、設備の使用停止命令等の行政処分を行っています。

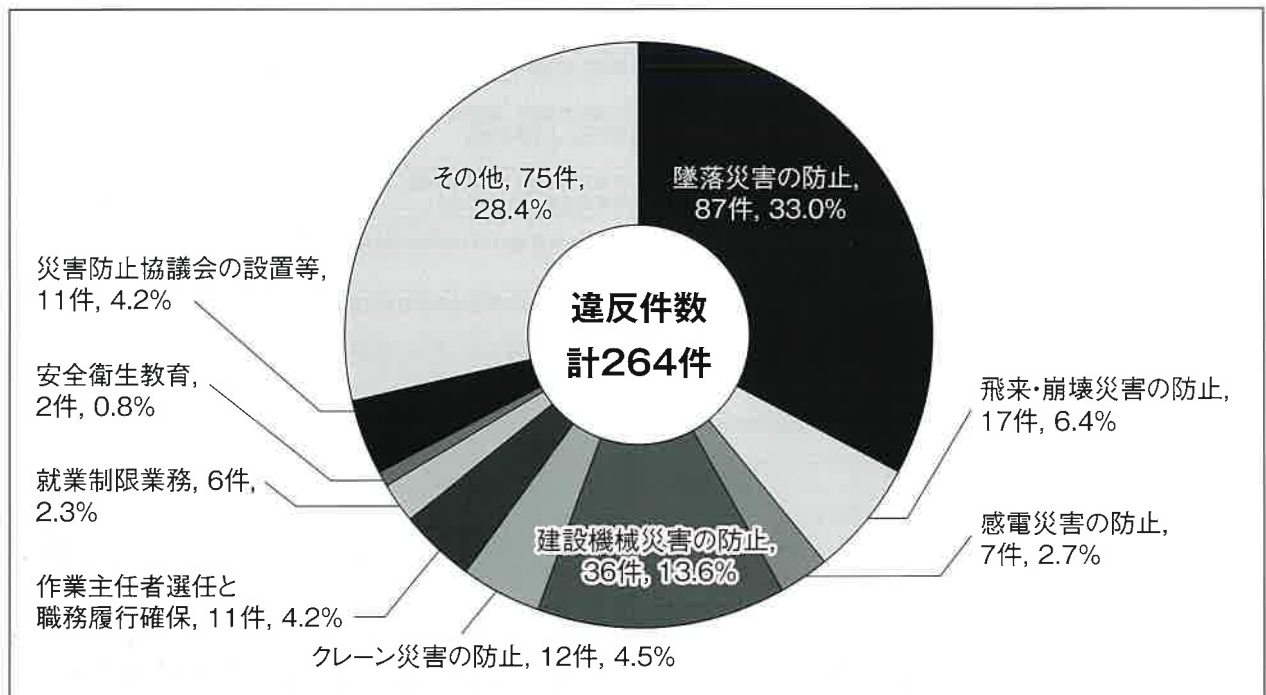
## 1 北関東3労働局一斉建設現場監督指導実施結果

	茨城局	栃木局	群馬局	3局合計
監督実施工事現場数	129	105	160	394
うち違反工事現場数(違反率%)	53 41.1%	47 44.8%	81 50.6%	181 45.9%
うち使用停止等命令書交付現場数(交付率%)	8 6.2%	8 7.6%	6 3.8%	22 5.6%

## 2 主要違反事項の内訳

主要違反事項の内訳は、墜落災害の防止に関する違反が87件(33.0%)と最も多く、以下、建設機械災害の防止に関する違反36件(13.6%)、飛来・崩壊災害の防止に関する違反17件(6.4%)、クレーン災害の防止に関する違反12件(4.5%)の順となっています。

[主要違反事項の内訳]



## 3 具体的な違反事例

事項	違反事例
墜落災害の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高さ2メートル以上の屋根上の作業について、墜落防止用の手すり等を設けていなかった。(安衛則519条・653条)</li> <li>・ 移動はしごについて、転位防止措置が講じられていなかった。(安衛則527条)</li> </ul>
飛来・崩壊災害の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機材等が落下するおそれのある場所に防網の設置や立ち入り禁止などの措置を講じていなかった。(安衛則537条)</li> <li>・ 足場について、幅木・メッシュシート等物体の落下による災害の防止措置がなかった。(安衛則563条)</li> </ul>
感電災害の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 溶接棒ホルダーの絶縁部分が損傷したまま、金属アーク溶接作業を行っていた。(安衛則331条)</li> </ul>
建設機械災害の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ドラグ・ショベルの旋回範囲内に労働者を立ち入らせていた。(安衛則158条)</li> <li>・ クレーンモードに切り替えずに、ドラグ・ショベルで、荷のつり上げ作業を行っていた。(安衛則164条)</li> </ul>
クレーン災害の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移動式クレーンについて、年次点検、月次点検を行っていなかった。(クレーン則76条・77条)</li> </ul>
作業主任者選任と職務履行確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金属アーク溶接等の作業において、特定化学物質作業主任者を選任していなかった。(特化則27条)</li> <li>・ 作業主任者の氏名及び職務を掲示していなかった。(安衛則18条)</li> </ul>
就業制限に係る業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 玉掛け作業について、無資格の労働者を従事させていた。(安衛令20条)</li> </ul>
災害防止協議会の設置及び運営等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害防止協議会を設置していなかった。(安衛則635条)</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 携帯用丸のこ盤の安全カバーが作動しないよう木片で固定していた。(安衛則28条)</li> <li>・ 足場について、最大積載荷重を表示していなかった。(安衛則562条)</li> </ul>

※安衛令：労働安全衛生法施行令 安衛則：労働安全衛生規則 クレーン則：クレーン等安全規則  
特化則：特定化学物質障害予防規則

## 4 茨城県内における建設業での労働災害発生状況

茨城県内における建設業での労働災害は、昨年12月末現在で、休業4日以上が385件発生しており、前年同期と比べ21件(5.8%)の増加となっています。このうち死亡は12名で、前年同期より5名もの大幅な増加となっています。

茨城労働局及び県内各労働基準監督署では、建設業における労働災害を減少させるため、引き続き、各種施策を講じてまいります。

# 令和4年における 県内の死亡労働災害発生状況(速報)

茨城労働局労働基準部健康安全課

茨城労働局は、令和4年の労働災害による死亡災害発生状況(速報)を取りまとめました。

令和4年の死亡者数(速報値)は30人となり、前年より8人増加しました。

業種別でみると、建設業が12人(前年比+5人)と最も多く、全体の40.0%を占めています。このほか、製造業9人(前年比+6人)、運輸・貨物業4人(前年比+2人)、商業1人(前年比-2人)、清掃業1人(前年比±0人)、その他3人(前年比-3人)となっています。

事故の型別でみると、「はさまれ・巻き込まれ」が7人で最多となり、「交通事故」6人、「墜落・転落」が5人となっています。

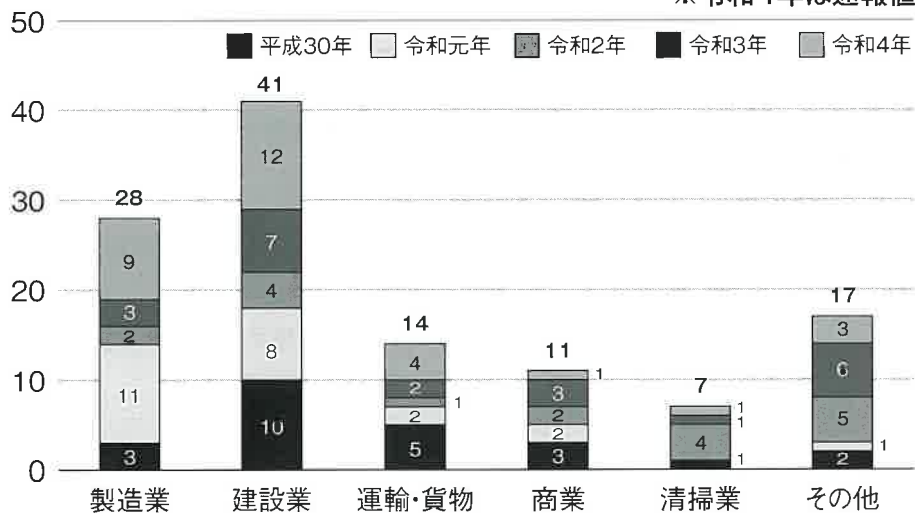
また、年齢別では、20歳代が2人、30歳代が4人、40歳代が3人、50歳代が11人、60歳代が6人、70歳代以上が4人となっており、60歳以上の労働者が全体の33.3%、50歳代以上の労働者では全体の70.0%を占めています。

労働災害による死亡者数は長期的には減少していますが、高齢労働者の労働災害は死亡・休業災害ともに増加傾向にあり、高齢労働者が安心・安全に働ける職場環境の実現が一層強く求められます。

各事業場の皆様におかれましては、労働安全衛生法令の遵守や基本的な安全対策の徹底に加え、エイジフレンドリーガイドライン(令和2年3月策定)に基づく取組の推進、リスクアセスメントの実施による危険・有害性の洗い出し等に十分配慮した取組をしていただきますようお願いいたします。

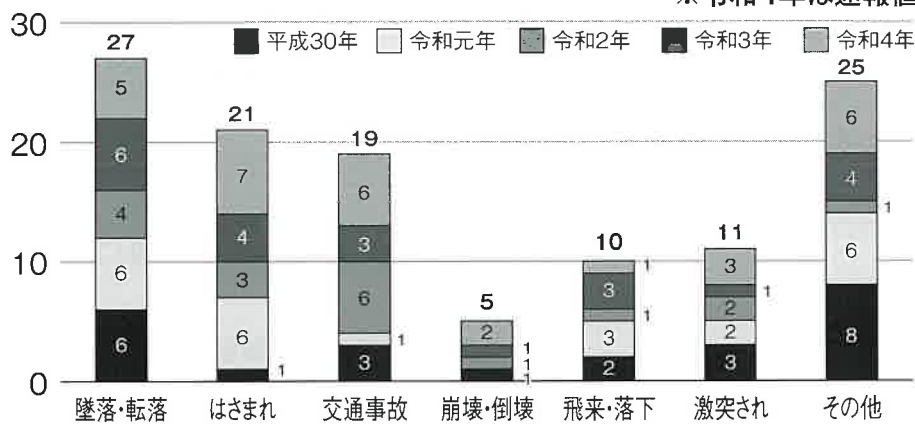
### 業種別死亡災害発生件数(直近5年間の累計)

※令和4年は速報値



### 事故の型別死亡災害発生件数(直近5年間の累計)

※令和4年は速報値



問い合わせ先 茨城労働局労働基準部健康安全課(Tel 029-224-6215)



事業主の皆さまへ

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局

## 2023年4月から、従業員が1,000人を超える企業は 男性労働者の育児休業取得率等の公表が必要です

育児・介護休業法の改正により、従業員が1,000人を超える企業の事業主は、**男性労働者の育児休業等の取得状況を年1回公表**することが義務付けられます。  
(令和5(2023)年4月施行)

### 対象企業 常時雇用する労働者が1,000人を超える企業

「常時雇用する労働者」とは雇用契約の形態を問わず、事実上期間の定めなく雇用されている労働者を指します。次のような者が該当します。

#### 常時雇用する労働者とは？

- ・ 期間の定めなく雇用されている者
- ・ 一定の期間を定めて雇用されている者または日々雇用される者であり、その雇用期間が反復更新されて事実上期間の定めなく雇用されている者と同等と認められる者。  
すなわち、過去1年以上引き続き雇用されている者または雇入れの時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる者

### 公表内容 次の①または②いずれかの割合

公表を行う日の属する事業年度の直前の事業年度(公表前事業年度)における次の①または②のいずれかの割合を指します。

①育児休業等の取得割合	②育児休業等と育児目的休暇の取得割合
$\frac{\text{育児休業等をした男性労働者の数}}{\text{配偶者が出産した男性労働者の数}}$	$\frac{\begin{array}{l} \text{育児休業等をした男性労働者の数} \\ + \\ \text{小学校就学前の子の育児を目的とした休暇制度を} \\ \text{利用した男性労働者の数の合計数} \end{array}}{\text{配偶者が出産した男性労働者の数}}$

※育児休業等とは、育児・介護休業法に規定する以下の休業のことです。

- ・ 育児休業(産後パパ育休を含む)
- ・ 法第23条第2項(3歳未満の子を育てる労働者について所定労働時間の短縮措置を講じない場合の代替措置義務)又は第24条第1項(小学校就学前の子を育てる労働者に関する努力義務)の規定に基づく措置として育児休業に関する制度に準ずる措置を講じた場合は、その措置に基づく休業

### 公表方法 インターネットなどによる公表

インターネットなどの一般の方が閲覧できる方法で公表する必要があります。厚生労働省が運営するウェブサイト「両立支援のひろば」には、10万社以上にご登録いただいています。こちらでの公表をお勧めします。

また、公表内容①や②とあわせて、任意で「女性の育児休業取得率」や「育児休業平均取得日数」なども公表して自社の実績をPRしてください。

仕事と家庭の両立の取組を支援する情報サイト

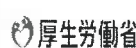
両立支援のひろば

<https://ryouritsu.mhlw.go.jp/>

【お問い合わせ先】

茨城労働局雇用環境・均等室

〒310-0836 水戸市宮町1-8-31 電話 029-277-8295



茨城労働局

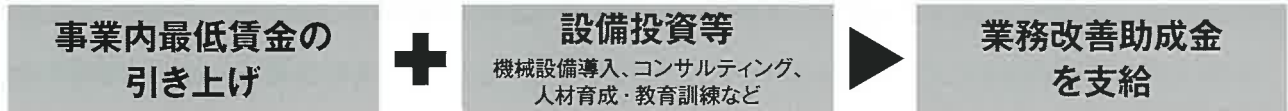


# 業務改善助成金（通常コース）のご案内

## 「助成上限額」と「助成対象経費」などを拡充しました

※申請期限：令和5年3月31日（事業完了期限：令和5年3月31日）

業務改善助成金（通常コース）とは



中小企業・小規模事業者等が事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、設備投資等を行った場合に、その投資費用の一部を助成する制度です。

この制度は令和4年12月に改定され、より活用の幅が広がりました。

### 改定のポイント

1. 助成上限額の引き上げ	事業場規模30人未満の事業者について、助成上限額を引き上げ	A
2. 助成対象経費の拡大	特例事業者の助成対象経費を拡充	B
3. 対象事業場の拡大	助成対象を事業場規模100人以下とする要件を廃止	
4. 申請期限の延長	申請期限を令和5年3月31日まで延長	

### 助成上限額・助成率

#### 助成上限額

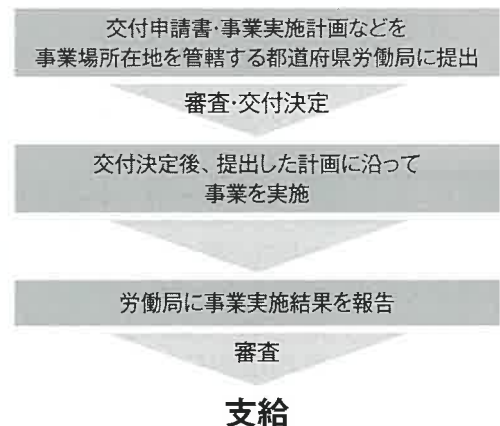
コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者A
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

#### 助成率

870円未満	9/10
870円以上 920円未満	4/5 (9/10)
920円以上	3/4 (4/5)

- ・ ()内は生産性要件を満たした事業場の場合
- ・ 「生産性」とは、企業の決算書類から算出した労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

#### 助成金支給の流れ



※ 10人以上の上限額区分は、<特例事業者>（次頁参照）が対象です。

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局雇用環境・均等部(室)です



## 対象となる事業者

一般事業者：次のどちらにも該当する事業場

- ①日本国内に事業場を設置している中小企業事業者
- ②事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内

特例事業者：一般事業者のうち、次の①、②、③のいずれかに該当する事業場

また、②または③に該当すると助成対象経費が拡大します。

① 事業場内最低賃金920円未満の事業場

②売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者

③原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が3%ポイント以上低下している事業者

## 助成対象経費の例

設備投資	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮</li> <li>・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮</li> </ul>	一部の 特例事業者は 助成対象経費が 拡大されます!
コンサルティング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上</li> </ul>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 店舗改装による配膳時間の短縮</li> </ul>	

## 助成対象経費が拡大!

特例事業者のうち、②または③の要件に該当する場合は、下記の経費も助成対象となります。

生産性向上に資する 設備投資	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定員7人以上又は車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車等</li> <li>・ パソコン、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入</li> </ul>
-------------------	--

さらに、上記の助成対象経費に加え、「関連する経費」も新たに助成対象となりました。B

関連する経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など</li> </ul>
--------	---

※「関連する経費」への助成は生産性向上等に資する設備投資等の額を上回らない範囲に限られます。



### <生産性向上に資する設備投資>

デリバリーサービスを行っている飲食店が、機動的に配送できるようデリバリー用3輪バイクを導入

### <関連する経費>

デリバリーサービスを幅広く周知するための広告宣伝を実施

### 関連する経費とは

生産性向上に資する設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画で計上された経費を指します。



## 注意事項・お問い合わせ

### 注意事項

- ・ 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- ・ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ・ 事業完了の期限は、令和5(2023)年3月31日です。
- ・ 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

### お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

### 業務改善助成金コールセンター

電話番号：0120-366-440 (受付時間平日8:30~17:15)

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。



### (参考)働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。



日本政策金融公庫  
店舗検索

業務改善助成金

検索

### 事業主の皆様へ

# 労働保険料の納付は口座振替が便利です。

労働保険料および一般拠出金の納付には、口座振替が利用できます。

## 『口座振替による納付』のメリット

- ① 保険料納付のために、毎回金融機関の窓口へ行く手間や待ち時間が解消されます。
- ② 納付の“忘れ”や“遅れ”がなくなるため、延滞金を課される心配がありません。  
※口座振替の手続を一度行えば、次の納期以降も継続して引き落としが行われます。
- ③ 手数料はかかりません。
- ④ 保険料の引き落としに最大約2カ月ゆとりができます。

保険料を延納(分割納付)している場合には、第1期、第2期、第3期での分割で口座振替の引き落としが行われます。

	全期または第1期	第2期	第3期
通常の納期限	7月10日	10月31日	1月31日
	↓	↓	↓
口座振替による納付日 (引き落とし日)	<u>9月6日</u>	<u>11月14日</u>	<u>2月14日</u>
	↓	↓	↓
ゆとり日数	<u>58日</u>	<u>14日</u>	<u>14日</u>

## かんたんな手続きで完了

口座振替の申込手続きは以下の通りです。

- ① **申込用紙を入手** (申込用紙は以下のいずれかの方法で入手できます。)

- ▶ 労働局・労働基準監督署の窓口
- ▶ 厚生労働省ホームページからダウンロード

検索

厚生労働省 労働保険 口座振替

- ② **金融機関の窓口へ提出**

下の締切日に注意して、申込用紙を提出してください。

※一部の金融機関ではお取り扱いできません。

対象の金融機関については厚生労働省ホームページ(上記)でご確認ください。

### 〈各期の申込締切日・口座振替日〉

	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
全期または第1期	申込締切日 2月25日							口座振替納付日 9月6日					
第2期						申込締切日 8月14日				口座振替納付日 11月14日			
第3期									申込締切日 10月11日				口座振替納付日 2月14日

※申込締切日を過ぎて提出された場合は、次の期からの振替となります。

※該当日が土・日・祝日の場合には、その後の最初の金融機関の営業日となります。

- ③ **引き落とし前後には、ハガキでお知らせします**

◎毎回、引き落とし日(口座振替納付日)の約3週間前に引き落とし内容をハガキでお知らせします。

◎引き落とし後も、約3週間で引き落とし結果をハガキでお知らせします。振替日に保険料の引き落としができなかった場合も、ご連絡させていただきます。

## ぜひ、労働保険料の口座振替をご活用ください!

口座振替に関する内容や不明な点は、茨城労働局労働保険徴収室(TEL029-224-6213)または、最寄りの労働基準監督署までお問合せください。

## 茨城産業保健総合支援センターからのお知らせ

募集

産業医のみなさまへ

## 登録産業医

になりませんか

茨城産業保健総合支援センターは、県内に9箇所の地域産業保健センターを設置し、労働者数50人未満の事業場を対象として、厚生労働省の産業保健事業を実施しています。支援を求める事業場の増加に伴い、登録産業医を募集いたします。

## ○登録産業医の業務について

- ・労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む。）に係る相談対応
- ・健康診断の結果についての意見陳述
- ・長時間労働者及びストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導
- ・個別訪問による産業保健指導の実施
- ・副業、兼業労働者からの健康相談

## ○登録産業医の資格

- ・産業医
- ・メンタルヘルスに係る知識及び経験を有する医師

## ○登録産業医の契約について

- ・委嘱期間 原則として各年4月1日から3月31日まで
- ・委嘱条件 謝金 時間額12,300円、交通費あり
- ・活動頻度と時間 1月1から10回程度、1回当たり1時間から3時間
- ・その他 損害保険、傷害保険加入

お申し込み・お問い合わせ

## 茨城産業保健総合支援センター

電話、メール、FAX等で御連絡ください。

TEL 029-300-1221（平日8時30分～17時15分）

FAX 029-227-1335

メールアドレス [mito@ibarakis.johas.go.jp](mailto:mito@ibarakis.johas.go.jp)



令和4年度 2022年12月1日 ▶ 2023年4月30日

# 安全衛生教育促進運動

## 事業主の皆さん!

労働安全衛生法により

雇入れ時教育 職長等教育 技能講習 特別教育

などが義務づけられています。



令和5年4月1日より職長等教育の対象業種に  
食品製造業※、新聞業、出版業、製本業  
および印刷物加工業が追加!  
職長は現場の安全衛生管理のキーパーソン  
です。新たに職長となる従業員に対して  
職長等教育の実施が義務化されます。

※食品製造業のうち「うまみ調味料製造業及び  
動植物油脂製造業」は従来から職長教育の対象  
です。



## 正しい知識で 職場を安全・健康に!

労働災害を防止するためには、雇入れ時教育、職長等教育、作業内容変更時教育、特別教育等を徹底するとともに、安全推進者、化学物質管理者、産業保健スタッフ、管理職などに対する安全衛生教育、情報機器作業従事者・管理者に対する労働衛生教育、職長等を含めた安全衛生業務従事者に対する能力向上教育などを推進することが大変重要となります。

年度初めは、新入社員、作業内容が変更となる者、新たに危険有害業務に従事する者など教育・研修の対象者が増えることを踏まえ、事業場に必要教育・研修について改めて確認し、早い時期から計画的に準備を進めて着実に実施しましょう。

※新型コロナウイルス感染症の拡大を防止しながら、職場の安全と健康を守る取り組みを進めることが求められています。教育に際しては、適切な感染予防対策を講じましょう。

主唱：中央労働災害防止協会 後援：厚生労働省

# ＜マスクフィットテスト実施者養成研修＞のご案内

(一社)茨城労働基準協会連合会

特定化学物質障害予防規則が改正され、金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場については、溶接作業員に対して、年1回、呼吸用保護具(マスク)のフィットテストを実施することが義務付けられました(施行日は令和5年4月1日)。

このため、(一社)茨城労働基準協会連合会では、フィットテストを実施する方々に向け、「フィットテスト実施者に対する教育実施要領」(令和3年4月6日付け厚生労働省通達)に基づく研修を、下記により実施することといたしました。

学科、実技による同研修は、学科をオンラインで、実技を集合で実施いたします。ぜひご受講ください。

なお、令和5年度での開催も、検討することとしています。

## 記

講習名	マスクフィットテスト実施者養成研修
日程	学科 令和5年3月17日(金) 14:00~15:30 (多少延びる場合があります) *Zoomによるオンライン研修 実技 令和5年3月20日(月) 9:00~12:30又は13:30~17:00 *会場での集合・対面研修
実技会場	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 研修室(龍ヶ崎市川原代町4区6336-7) 0297-62-7923
定員	40人
対象者	フィットテスト実施者
内容	学科 ・フィットテストに関する知識 ・フィットテストの方法に関する知識 実技 ・フィットテストの準備方法 ・フィットテストの実施方法
受講料	26,400円(テキスト代、消費税を含む)
受講方法	本研修は、学科と実技により実施しますが、学科はZoomを使用したオンラインで、実技は指定した会場での集合・対面方式による開催としています。
申込み	<u>当連合会のホームページ</u> に、「マスクフィットテスト実施者養成研修」として申込方法をご案内しています。 ご確認の上、お申込みください。

### 実技会場・駐車場案内

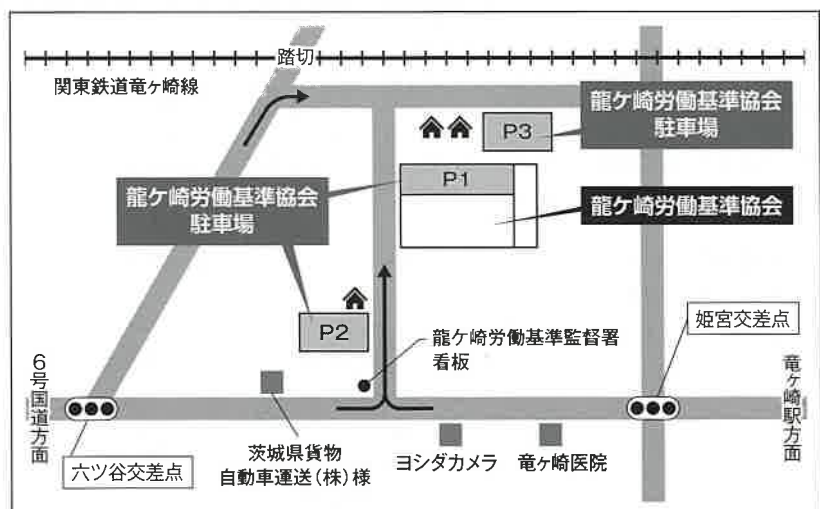
(一社)龍ヶ崎労働基準協会

〒301-0005

茨城県龍ヶ崎市川原代町4区6336-7

☎ 0297-62-7923

駐車場は下記の場所となります。  
指定場所以外の駐車は出来ません。



# 「特別教育等開催のご案内」

### 申込方法

申込書に必要事項を記入の上、(一社)茨城労働基準協会連合会 宛にFAXでお申込み下さい。受講料はお申込み後、受講票と請求書を受け取ってからお支払いください。

県内の各労働基準協会の会員の方は、会員価格で受講していただけます。申込書の会員番号欄をご記入ください。なお、テキスト送付希望の場合は、送料として660円(税込)を加算いたします(\*茨城県内で1冊~10冊)。

### 申込先

(一社)茨城労働基準協会連合会 〒310-0801 水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館14階  
電話 029-225-8881 FAX 029-227-4507

### 講習会場

茨城県産業会館研修室 水戸市桜川2-2-35

## 「廃棄物焼却施設業務特別教育」

廃棄物焼却施設等において、①ばいじん等の燃え殻を取り扱う業務 ②焼却炉、集じん機等の設備の保守点検等の業務、③設備の解体等の業務及びこれに伴うばいじん等の燃え殻を取り扱う業務に従事する者に対しては、ダイオキシン類ばく露防止の徹底を図るため、法定の特別教育を実施しなければならないこととされております。〔労働安全衛生法第59条(労働安全衛生規則第36条)〕

当該作業に従事する方々の安全衛生の確保を図るため、関係者の方々に受講参加していただきたくご案内申し上げます。

記

1. 講習日程 令和5年4月7日(金) 12:50~17:05

2. 定員 30名

3. 受講料等 1名につき 会員 6,270円  
〔受講料 5,280円(税込)〕  
〔テキスト代 990円(税込)〕  
非会員 7,370円  
〔受講料 6,380円(税込)〕  
〔テキスト代 990円(税込)〕

4. カリキュラム

講習科目	講習時間
ダイオキシン類の有害性	0.5時間
作業の方法及び事故の場合の措置	1.5時間
作業開始時の設備の点検	0.5時間
保護具の使用法	1時間
その他ダイオキシン類のばく露の防止に関し必要な事項	0.5時間

## 「酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育」

酸素欠乏症又は硫化水素中毒にかかるおそれのある場所における作業(第2種酸素欠乏危険作業)に係る業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、法定の特別教育を行わなければならないとされております。(労働安全衛生法第59条第3項、労働安全衛生規則第36条第26号、酸素欠乏症等防止規則第12条第2項)

当該作業に従事する方々の安全衛生の確保を図るため、関係者の方々に受講参加していただきたくご案内申し上げます。

記

1. 講習日程 令和5年4月21日(金) 8:50~15:40

2. 定員 30名

3. 受講料等 1名につき 会員 8,360円  
〔受講料 7,040円(税込)〕  
〔テキスト代 1,320円(税込)〕  
非会員 9,460円  
〔受講料 8,140円(税込)〕  
〔テキスト代 1,320円(税込)〕

4. カリキュラム

講習科目	講習時間
酸素欠乏等の発生の原因	1時間
酸素欠乏症等の症状	1時間
空気呼吸器等の使用の方法	1時間
事故の場合の退避及び救急処置の方法	1時間
その他酸素欠乏症等の防止に関し必要な事項	1.5時間

## 「有機溶剤業務従事者に対する労働衛生教育」

有機溶剤中毒の予防対策の実効をあげるためには、事業者が行う労働衛生管理に加えて、個々の労働者が有機溶剤の毒性及び予防対策の必要性を正しく理解し、事業者が行う諸対策に積極的に協力することが重要とされております。しかし、有機溶剤中毒の発症事例をみると、労働者に対する労働衛生教育が行われていないか、又は不十分であることが原因とされているものが相当数にのぼっております。

当連合会では、昭和59年6月29日基発第337号通達に基づき、有機溶剤業務に従事する方々を対象に、就業時教育である「特別教育に準じた教育」として標記の教育を下記により行っておりますので、当該作業に従事する方々の安全衛生の確保を図るため、関係者の方々に受講参加していただきたくご案内申し上げます。

記

1. 講習日程 令和5年4月14日(金) 8:50~14:35

2. 定員 30名

3. 受講料等 1名につき 会員 5,720円  
〔受講料 4,730円(税込)〕  
〔テキスト代 990円(税込)〕  
非会員 6,820円  
〔受講料 5,830円(税込)〕  
〔テキスト代 990円(税込)〕

4. カリキュラム

講習科目	講習時間
有機溶剤による疾病及び健康管理	1時間
作業環境管理	2時間
保護具の使用法	1時間
関係法令	0.5時間



## 改善基準告示の改正に伴い「荷主特別対策チーム」を編成しました ～トラック運転者の長時間労働是正のために～

### 茨城労働局監督課

今般、「改善基準告示」(自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(平成元年労働省告示第7号))が改正(※)されたことから、茨城労働局では、トラック運転者の長時間労働の是正のため、発着荷主等に対して、長時間の荷待ちを発生させないことなどについての要請とその改善に向けた働きかけを行うことを目的とした「荷主特別対策チーム」を編成しました。 ※適用は令和6年4月1日。

道路貨物運送業は、他の業種に比べて長時間労働の実態にあり、過労死等の労災支給決定件数が最も多い業種であることから、トラック運転者の長時間労働の是正等の働き方改革を一層積極的に進める必要があります。しかしながら、長時間労働の要因には、取引慣行など個々の事業主の努力だけでは見直すことが困難なものがあるため、「荷主特別対策チーム」が、発着荷主等に対して要請と働きかけを行うこととしました。

茨城労働局及び県内各労働基準監督署では、改正された改善基準告示を広く周知するほか、この取組を通じて、トラック運転者が健康に働くことができる環境整備に努めてまいります。



●詳しい情報や相談窓口はこちら

厚労省 改善基準告示

検索



## 県内の労働災害発生状況速報 (令和4年12月末現在)

業種別	令和4年	前年同期	業種別	令和4年	前年同期	
計	(30) 4,526	(22) 3,213				
製造業	(9) 866	(3) 832	運輸交通業	(4) 395	(2) 386	
鉱業	(1) 8	(0) 6	貨物取扱業	(0) 52	(0) 52	
建設業	(12) 385	(7) 364	農林業	(0) 54	(1) 56	
内訳	土木	(5) 114	(1) 82	畜産水産業	(0) 99	(2) 130
	建築	(4) 193	(6) 221	商業	(1) 414	(3) 444
	その他	(3) 78	(0) 61	その他	(3) 2,253	(4) 943

(注) ( )内は、死亡者で内数

### 令和4年死亡災害発生状況

#### 12月発生分

発生月 時間帯	職 種 年 齢 経 験 年 数	事業の種類	事故の型	災害の概要
			起 因 物	
12月 9～10時	作業員・技能者 50歳代 15年	その他の 教育研究業	激突され	研究のために飼育している雄牛の採血をするために、雄牛を誘導していた被災者が、牛舎の前で倒れていたところを発見された。
			その他の 環境等	
12月 12～13時	土工 50歳代 2年	その他の 土木工事業	転倒	フォークリフトを運転し、廃コンクリートを入れたフレコンバック(推定重量1.4t)を吊りながら移動中、敷き鉄板の窪みでバランスを崩し、フォークリフトが転倒。運転していた被災者は同時に投げ出され、ヘッドガードにはさまれた。
			フォーク リフト	
12月 14～15時	作業員・技能者 30歳代 10年	製鉄・製鋼・ 圧延業	崩壊・倒壊	製鉄所構内の清掃作業において、停止中のコンベヤー上を歩いてホッパー内に立ち入ったところ、前日の作業で落としきれなかった鉄鋼石の粉じんが崩れ落ち、その粉じんに埋もれ死亡した。
			その他の 環境等	

# 講習会のご案内 (令和5年2月中旬~3月)

講習の種類		
開催日	開催場所	申込先
<b>技能講習</b>		
<b>酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者</b>		
3/13~14・15・16	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
<b>有機溶剤作業主任者</b>		
2/16~17	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
<b>ガス溶接</b>		
3/9~10	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎・常総協会
<b>玉掛け</b>		
2/16~17・18	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総協会
2/20~21・22・24	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
3/3~4・5	NC東日本コンクリート工業(株) (筑西市)	筑西協会
3/9~10・11・18	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
<b>フォークリフト運転(学科)</b>		
2/22	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
3/1	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会・水戸協会
3/2	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
3/2	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総協会
3/3	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
3/4	平成館 (古河市)	古河協会
3/9	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
<b>床上操作式クレーン運転</b>		
3/9~10・11・12・13	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
<b>小型移動式クレーン運転</b>		
2/16~17・18	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
<b>特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者</b>		
2/27~28	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
3/16~17	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
<b>特別教育・その他の講習</b>		
<b>研削と石の取替え等の業務(自由研削)</b>		
3/15	茨城県トラック協会県西地区研修会館 (筑西市)	筑西協会
<b>研削と石の取替え等の業務(機械研削)</b>		
3/3~4	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
<b>アーク溶接等の業務</b>		
2/27~28	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎・常総協会
3/3~4(学科のみ)	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
<b>電気取扱業務(低圧)</b>		
3/8(学科のみ)	日立シビックセンターマール会議室 (日立市)	日立協会
<b>電気取扱業務(高圧)</b>		
3/2~3	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会

<b>衛生管理者能力向上教育</b>		
2/16~17	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎・土浦・常総協会
<b>職長教育</b>		
2/21~22	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
3/15~16	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
3/16~17	茨城県トラック協会県西地区研修会館 (筑西市)	筑西協会
<b>職長・安全衛生責任者教育</b>		
3/1~2	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
3/6~7	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総協会
3/9~10	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
<b>安全管理者選任時研修</b>		
2/16~17	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
2/21~22	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
<b>局所排気装置等の定期自主検査者講習</b>		
3/22~24	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
<b>リスクアセスメント担当者研修(製造業等)</b>		
3/20	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
<b>保護具着用管理者研修</b>		
3/6	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
<b>自律的な管理に対応する化学物質管理者講習</b>		
2/6	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
<b>一般建築物石綿含有建材調査者講習</b>		
3/7~8	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
<b>フルハーネス型墜落制止用器具特別教育</b>		
2/20	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
2/24	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
2/28	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総・龍ヶ崎協会
<b>免許試験受験準備講習会(第一種衛生管理者)</b>		
2/20~22	茨城県産業会館 (水戸市)	連合会

◎新型コロナウイルス感染症対策などにより予定が変わる場合がありますので、ご理解ご協力をお願いいたします。  
 詳細については、当連合会ホームページ、または申込先の協会にお問い合わせ下さい。

- 連合会 ☎ 029-225-8881 FAX.029-227-4507
- 水戸 ☎ 029-233-6622 FAX.029-233-6626
- 日立 ☎ 0294-23-3431 FAX.0294-23-3461
- 土浦 ☎ 029-824-0324 FAX.029-824-0325
- 筑西 ☎ 0296-24-2796 FAX.0296-24-9303
- 古河 ☎ 0280-31-4176 FAX.0280-32-6116
- 太田 ☎ 0294-72-3489 FAX.0294-73-2716
- 常総 ☎ 0297-22-0949 FAX.0297-22-3537
- 龍ヶ崎 ☎ 0297-62-7923 FAX.0297-64-1498
- 鹿島 ☎ 0299-83-8440 FAX.0299-83-8478